



## 携帯電話トラブル 高齢者の相談増！！



相談者：天童さん

天童さん：今流行のスマートフォンが使いたくて契約したけど、  
操作が難しくて使いこなせないよ…

ケロちゃん：それは困ったね～。同様の携帯電話に関する相談が、  
年間2万件も報告されているケロ。特に60歳以上の  
の方々のトラブルが増加しているケロ。

天童さん：それは注意せねば！他にどんなトラブルがあるんだ？

ケロちゃん：従来型の携帯電話の契約を希望したのに、スマートフォンを契約させられた、不要なタブレット端末や付属品とセットで契約させられた、また、インターネットは利用しないと伝えたのに、大容量のデータプランの契約になっていた、といったトラブルも多いケロ。

### ひとこと助言

- 契約書の内容がわからない契約は断るようにしましょう
- 特に料金が発生する契約は何か、しっかり確認しましょう
- スマートフォンに慣れるためや必要かどうか見極めるためにも、携帯電話会社等が開催する《スマホ教室》等を活用しましょう



県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”



## 2月・3月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が無料でアドバイスします。事前予約制となっていますので、下記までお問い合わせください。

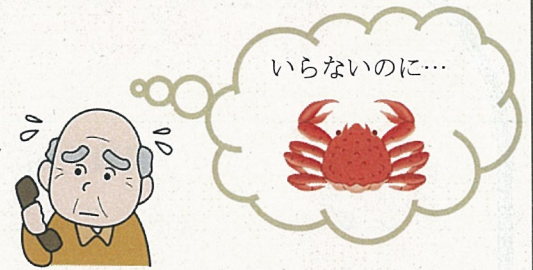
会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	2月6日(水) 3月6日(水)	14:30～16:30	023-624-0999

## 注意！！ 高齢者狙う代引き商法

高齢者を狙いカニやサケ、エビといった魚介類などを強引に契約させたり、断ったのに商品を送り付けたりするトラブルが絶えないとして、国民生活センターが注意を呼びかけています。

### 【事例】

業者を名乗る相手から「カニを送る」と何度も電話を受け、その都度断っても代金引き換えで送られてしまい、1万6千円を支払ってしまった。



### 【対策】

購入したくなければ「送らないでください」「必要ありません」ときっぱり断ることが重要です。それでも一方的に送られてきた場合は、受け取る必要はありません。また、認知症の人の家族は不審な電話を受けた様子がないか、こまめに確認するようにしましょう。

電話で勧誘を受けて契約した場合、8日以内ならばクーリング・オフができます。

業者と連絡が取れないなど不安なとき、困ったときは早めに消費生活相談窓口消費者ホットライン「188（いやや）」番に相談してください。



## 除雪サービス 料金や作業内容、事前に確認して

大雪が降り、近所の家で除雪作業をしていた業者をみつけ、自宅の屋根の雪下ろしと除雪を依頼したところ、二人で半日程度の作業で、15万円を請求された。

### 【対策】


- 業者に依頼する際は、実際に現場を見てもらった上で、見積もりをとり契約しましょう
- 見積もり時には「雪下ろし」「排雪」など、具体的な作業内容、料金体系、別料金の発生の有無などよく確認しましょう
- 除雪の作業時は一人で対応せず、家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう

## 山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。